

診療報酬加算に関する掲示

●明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収証発行の際に診療報酬が分かる明細書を発行しています。

●医療情報取得加算

オンライン資格確認システムを導入しています。マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。

●一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

●夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降・土曜 12 時以降に受付をされた場合は「夜間・早朝等加算」が適用されます。

●時間外対応加算

当院を受診している患者さんを対象に、診療時間外には留守番電話で問い合わせをいただき翌診療日に対応しております。このような時間外での体制に関する加算のため、再診料を算定するすべての患者さんが対象であり、日中の診療時間内に受診した場合にも算定するものです。

●児童思春期支援指導加算（令和 7 年 1 月～）

児童思春期の患者さんに対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師と職員のもと必要に応じて多職種が連携して継続的な支援を行います。